

## 「有機農業の推進に関する基本的な方針」の概要

(はじめに)

- ・有機農業は、環境との調和、消費者の需要に即した取組であり、その推進を図る必要。
- ・一方、現状では、通常の農業と比べて品質や収量の低下が起こりやすく、有機農業に対する消費者や実需者の理解は十分とはいえない状況にあり、その取組は未だ少ない。
- ・こうした状況を踏まえ、国及び地方公共団体が、生産、流通、消費の側面から有機農業の推進に関する施策を講じるため、その基本となる事項を定める基本方針を策定。
- ・基本方針は、平成19年度から概ね5年間を対象に策定。

### 第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

- 1 農業者が有機農業に容易に従事できるよう、有機農業に関する技術体系の確立・普及、有機農業の取組を対象とする各種支援施策の充実とその積極的な活用を推進
- 2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるよう、有機農業者、農業団体等と流通・販売業者、実需者、消費者との橋渡しを推進
- 3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるよう、当該農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の受発信、有機農産物等の適正表示を推進
- 4 食育や地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の取組を通じて有機農業者その他の関係者と消費者との交流・連携を促進
- 5 農業者その他の関係者の自主性を尊重するため、有機農業者その他の関係者の意見の反映に努める。また、有機農業に関する取組を画一的に推進しないよう留意

### 第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

- 1 目標の設定の考え方
  - ・国、地方公共団体、農業者その他の関係者及び消費者の共通の目標として設定
  - ・現状では、有機農業に関する技術体系の確立が課題となっていること等を考慮し、農業者が有機農業に取り組めるようにするための条件整備に重点
- 2 有機農業の推進及び普及の目標
  - (1) 有機農業に関する技術の開発・体系化  
概ね平成23年度までに、公的試験研究機関、民間等の技術を取り入れた有機農業に関する技術体系を確立
  - (2) 有機農業に関する普及指導の強化  
普及指導員による有機農業の指導体制を整備した都道府県の割合  
概ね平成23年度までに100%
  - (3) 有機農業に対する消費者の理解の増進  
有機農業が、化学肥料・農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた

農業であることを知る消費者の割合

概ね平成23年度までに50%以上

(4) 都道府県における推進計画の策定と有機農業の推進体制の強化

推進計画を作成・実施している都道府県の割合

概ね平成23年度までに100%

有機農業の推進体制が整備されている都道府県等の割合

概ね平成23年度までに都道府県は100%、市町村は50%以上

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 有機農業の取組に対する支援

- ・ 共同利用機械・施設の整備等の支援
- ・ エコファーマーの認定や農地・水・環境保全向上対策への取組の働きかけ
- ・ 有機農業による地域農業の振興を全国に展開していくための施策の推進
- ・ 有機農業を核とする振興計画策定地域の支援、地域における技術の実証や習得の支援

(2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

- ・ 就農相談、道府県農業大学校や就農準備校、民間団体等での研修教育、就農支援資金の貸付け等
- ・ 新規就農希望者に対する指導、助言を行う者を対象とした研修の実施

(3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

- ・ 有機農産物等の表示ルール・検査認証制度、生産情報公表農産物のJAS規格の活用、生産出荷情報のネットカタログの利用の働きかけ
- ・ 直売施設の整備等の支援、消費者や実需者との情報の受発信
- ・ 流通・販売業者や実需者との意見交換や商談の場の設定、卸売市場流通における第三者販売・直荷引きの適用等による、流通・販売業者、実需者への橋渡しの支援

2 技術開発等の促進

(1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

- ・ 民間技術の導入効果、適用条件等を把握するための実証試験等の実施
- ・ 有機農業技術の科学的解明等、有機農業の推進に必要な研究課題を設定し、試験研究独立行政法人、都道府県、大学、民間の試験研究機関、行政部局及び有機農業者等の参画を得て、研究開発を計画的に推進
- ・ 地方公共団体における立地条件に適応した技術の研究開発、実証試験等の実施

(2) 研究開発の成果の普及の促進

- ・ 研究開発の成果に係る情報提供、普及指導センターを中心とした普及指導の実施
- ・ 有機農業者の協力を得て普及指導員等に対する有機農業に関する研修内容を充実
- ・ 有機農業者の技術開発に対する要望の把握と研究開発への反映

3 消費者の理解と関心の増進

- ・ 消費者、流通・販売業者、実需者、学校関係者等に対する普及啓発や情報提供、優良な有機農業者の顕彰

- ・民間団体等における優良な取組の顕彰・情報発信
- 4 有機農業者と消費者の相互理解の増進
    - ・食育や地産地消、農業・農村体験学習、都市農村交流等の活動と連携した取組の推進
    - ・民間団体等における優良な取組の顕彰・情報発信。
  - 5 調査の実施
    - ・生産、流通、販売及び消費の動向、技術の開発・普及の動向、取組事例等の調査
  - 6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援
    - ・民間団体等に対する必要な情報の提供、指導、助言、相談窓口の設置
    - ・民間団体等の活動への支援、優良な取組の顕彰・情報発信
  - 7 国の地方公共団体に対する援助
    - ・都道府県に対する推進計画の策定の働きかけ
    - ・地方公共団体が行う施策の策定・実施に対する必要な指導、助言、研修の実施。

#### 第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

- 1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備
  - (1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備
    - ・有機農業の推進に関する施策を担当する部局間の連携を確保する体制の整備
    - ・地方公共団体に対する同様の体制整備の働きかけ
  - (2) 有機農業の推進体制の整備
    - ・全国、ブロック段階における有機農業の関係者が参画した推進体制の整備
    - ・地方公共団体に対する同様の体制整備の働きかけ
  - (3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備
    - ・全国、地方ブロックの段階において研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握
    - ・地方公共団体に対する同様の体制整備の働きかけ
- 2 有機農業者等の意見の反映
  - ・パブリックコメントの実施、現地調査、意見交換その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、施策の策定に反映。
  - ・有機農業の取組動向を常に把握し、その進捗に応じた施策等の検討を行う体制を整備
  - ・地方公共団体に対する同様の体制整備の働きかけ
- 3 基本方針の見直し
 

基本方針については、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討